

SAGA2024 国スポ・全障スポ 嬉野市実行委員会

＜嬉野市輸送・交通業務実施要項＞

1 目的

「SAGA2024 輸送・交通基本計画」及び「SAGA2024 会場地市町輸送・交通業務指針」並びに「SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市輸送・交通基本計画」に基づき、SAGA2024 国スポ・全障スポ（以下、「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、SAGA2024 実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）との連携を図るとともに、所管警察署等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

- ①選手・監督
- ②競技役員、競技補助員
- ③競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- ④視察員、報道関係者
- ⑤一般観覧者
- ⑥その他、実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日及び公式練習に準じる練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送交通業務の範囲

輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定下車駅、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場等の相互間とする。

4 輸送交通業務の内容

（1）輸送業務の内容

①輸送計画の策定

実行委員会は、県実行委員会と連携し、関係機関・団体の協力を得

て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

②輸送の手法

輸送は、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に支障がある場合は、計画輸送を行う。

ただし、計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

③指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

④輸送経路の設定

実行委員会は、参加人数、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

⑤輸送案内

実行委員会は、指定下車駅に案内所を設置し、宿舎及び競技会場等への誘導案内を行う。

⑥広域配宿における輸送

実行委員会は、嬉野市内の競技会場において開催される大会に参加する選手・監督及び役員等が、広域配宿によって嬉野市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合は、輸送を実施する。

⑦同一競技が2市町以上で行われる場合の輸送

実行委員会は、同一競技が嬉野市と嬉野市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

⑧一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者を安全かつ効率的に輸送するため、県実行委員会と連携し、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

⑨バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

実行委員会は、競技会場、練習会場地内のバス・タクシー発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

⑩全国輸送との連携

ア 指定下車駅の設定

実行委員会は、全国から参集する一般観覧者を除く輸送対象者（以下、「大会参加者」という。）の下車駅を、県実行委員会と協議のうえ、宿泊地の最寄り駅から1箇所設定する。

イ 指定下車駅からの輸送

指定下車駅と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし実行委員会は、関係機関・団体と協議の下、道路状況及び交通事情を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

①臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

②車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上バス・タクシー等とし、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を県実行委員会と連携して確保する。

③予備車の確保

実行委員会は、大会期間中の緊急時に備えるため、若干の予備車を確保する。

(3) 交通業務の内容

①交通規制

実行委員会は、各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所管警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

②案内・誘導

実行委員会は、輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

③交通整理

実行委員会は、輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に交通の整理や誘導を行う交通誘導員を配置する。なお、必要な場合は県実行委員会と連携して、交通誘導員向け講習会を実施する。

④路上駐車防止

実行委員会は、交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所管警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等の巡回を行う。

⑤指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場が競技会場や練習会場から遠隔地となる場合は、パークアンド・ライド等の必要な措置を講じる。

⑥指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場の適切な管理及び運営を行う係員を配置し、または、当該業務を業者に委託し、事故防止に努める。

5 その他

(1) ユニバーサルデザインへの配慮

輸送・交通対策及び駐車場対策に取り組むに当たり、実行委員会は県実行委員会と連携し、ユニバーサルデザインに配慮するものとする。